

名称	藪田地区土地利用計画		
区域	位置	姫路市豊富町御蔭の一部	面積 50.1 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>“子供を大切に育み、伝統文化や田園景観を継承し、 みんなが仲良く安心して楽しく暮らせるまち やぶた”</p> <p>藪田地区は、田園・里山・川など豊かな自然環境のなかにあり、一方で交通や生活利便性も良く「いなか」と「まち」の両方の良さがあります。</p> <p>また、小中一貫校として教育環境にも恵まれ、子供を大切に见守る地域コミュニティがあります。</p> <p>そのため、みんなが仲良く安心しておしゃれに暮らしながら、新たな住民を受け入れ、地域の伝統文化や豊かな田園環境を継承していくことを、まちづくりの目標とします。</p>		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守る： 自然豊かな集落景観、地域で子どもや高齢者を見守るコミュニティを守ります。 ・ 改善する・創る： 安全・安心・快適な集落環境を創るとともに、農業環境の改善を図ります。 ・ 活かす： 自動車交通の利便性が高く農地や自然環境が豊かであることなど、地域資源を活かしたまちづくりを進めます。 		
計画戸数	昭和 46 年以降で最大の世帯数を計画戸数とする	108	戸
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域	(保全区域)	3.0 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市川は、田畑や里山などと一体となって自然環境を形成しており、市川の河川敷を保全区域とします。 ・ 大森神社は歴史的な資産として保全区域とします。 ・ 横山の麓の墓地は、地区の大切な祖先が祀られており保全区域とします。 		
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域	(森林区域)	10.3 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山は、地域森林計画対象民有林に指定されており、裾野も含めて森林区域として守っていきます。 		
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域	(農業区域)	21.5 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧生産基盤として農業の振興を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を維持するため、農業振興地域の農用地区域に指定された農地及び、里山との間の農地等を農業区域に指定します。 		
詳細区域	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域	(集落区域)	11.5 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の住宅が立地している区域を中心に、良好な生活環境の保全を図るとともに、地区のコミュニティを維持するため、既存の住宅等の隣接地を含め、集落区域とします。 ・ 集落区域においては、住民同士が譲り合い助け合うことにより、安全で快適な居住環境の形成を進めます。 		

	オ その他区域	(その他区域)	3.8 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路は重要な広域幹線道路であることから、その他区域とします。 ・生野橋東側の資材置き場となっている土地は、土砂災害警戒区域（土石流）となっているため居住には不適格な土地であることから、その他区域とします。 		
取り組み	守る	<p>【伝統・文化の伝承】 祭りや鎮守に係る伝統・文化、地区の行事や活動を継承・継続していきます。</p> <p>【コミュニティの維持】 子供や高齢者の安全安心を守るため、近所づきあいやコミュニティ活動を活発に行うことで、地域で見守りができるまちにします。</p> <p>【田畑や自然環境の保全】 良好な自然環境を守り継承できるよう、土地利用計画に沿った土地の利活用を行います。</p>	
	改善する ・創る	<p>【生活道路の改善】 生活道路に緊急車両等が入れるよう、道路の幅員を4m以上確保する地区のルールを作り、住民が協力して道路の拡幅整備を進めます。</p> <p>【遊び場等の確保】 未利用地や遊休建物の活用などにより、子どもが遊べる広場や高齢者が憩い集える場所の確保などに努めます。</p> <p>【地区の魅力】 道路計画の推進や豊かな農地の活用などに取り組むことで、地区のさらなる魅力向上を図ります。</p>	
	活かす	<p>【PR】 地区の居住環境や立地条件を活かし、新たに入居してもらえるようなアピールに努めます。</p> <p>【農地の活用】 庭先農地や遊休農地などの活用についても、新たな発想の基、住民主体で考え魅力ある地区の創出を行います。</p>	
備考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】 藪田地区には、まちづくりのルール（協定）があります。 建物等を建築しようとする者は、藪田地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】 地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としています。 地区に新たに入居される方はもとより、既存の住民や建物等にも適用することで地区環境の改善を進めます。</p> <p>【連絡先】 藪田地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	